

全石商発 22 第 211 号

2023 年 3 月 8 日

都道府県石油組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会
会 長 森 洋
経営部会長 喜多村 利秀

物価上昇分を超える賃上げ等を目指した採算販売の呼びかけ

ご案内の通り、物価上昇については、消費者物価指数は 2022 年平均で 2.1%、今年 1 月には 4.2% 上昇（前年同月比）と 41 年ぶりの高水準となっているほか、企業物価指数も今年 1 月は 9.5% 上昇（前年同月比）と著しい状況となっています。

これを踏まえ、岸田政権は、賃上げが「成長と分配の好循環の中核」と訴え、物価上昇分を超える賃上げを強く呼びかけています。

自民党政務調査会も、「賃上げ環境の抜本強化に向けた緊急提言」（2022 年 5 月）の中で、国民の手取りを増加させるため、①成長の「原資」の創出、②適正な商取引・商慣行による「原資」の確保、③人こそ「原資」、の 3 つの「原資」を強調しています。

一方、石油流通業界は、2050 年カーボンニュートラル政策もあり石油需要減少が顕著となる中で、依然として量販を志向する一部業者の廉売が周辺事業者を巻き込み、採算経営を度外視した不毛な価格競争に陥っている地域が散見されており、成長の「原資」、適正な商取引・商慣行による「原資」の確保には程遠い状況にあります。

人手不足が深刻化する中で賃上げの取組みが遅れば、石油流通業界は新卒者・転職者の就職先として敬遠されるばかりでなく、SS 店頭の最前線で日夜勤務する従業員が、将来を悲観して退職・転職する危険性が一層増大し、「人こそ原資」を実現できないばかりか、経営力強化・事業再構築の取組みを担うことができず、SS ネットワーク崩壊の危機につながりかねず、私どもは大変憂慮しております。

全石連経営部会では、ガソリン粗利について、従来から、一般小売業並みの粗利益率 20% の確保を強く訴えています。適正利益の確保なくして、新規の従業員の採用に加え、今いる従業員がより自信と誇りを持って勤務するための、物価上昇分を超える 5% 以上の賃上げを目指すことは不可能です。

つきましては、貴石油組合におかれましては、傘下組合員に向けて、ガソリン粗利益率 20% と 5% 以上の賃上げの同時実現を目指した採算販売の重要性を改めて呼びかけていただくよう、宜しく願いいたします。特に、1SS1 ディーラーの組合員に対しては、採算販売によって収益の向上と経営の安定化を図ることについて、取り組まれることを呼びかけていただくようお願いいたします。

以上

(担当) 業務グループ：高橋、中村、川浪、谷村